平成３０年度　第１回伊予市国民健康保険運営協議会議事録

日　　時　平成 30 年 5 月 22 日（火）　14 時～15 時 20 分
場　　所　伊予市役所　４階大会議室
出席委員　〇被保険者を代表する委員
　　　　　小野二三男、森本時子、玉井光憲、宮本義廣
　　　　　〇保険医又は保険薬剤師を代表する委員
　　　　　佐々木典彦、灘部勝輝
　　　　　〇公益を代表する委員
　　　　　佐川秋夫、北橋豊作、谷本勝俊、川口和代
　　　　　〇被用者保険等保険者を代表する委員
　　　　　合田博
　　　　　欠席委員　稲田貫、藤田正明、谷口和也
事 務 局　市民福祉部長 武智茂記
　　　　　市民課　課長 渡辺悦子、課長補佐 福岡富美子、係長 二宮誠二
　　　　　税務課　課長 藤本直紀、課長補佐 池冨隆博
　　　　　健康増進課　課長 大西昌治、課長補佐 篠原知美 、係長 平井隆雄

〇佐川議長　早速議事に入ります。
　本日は、委員14人中11人の御出席をいただいておりますので、伊予市国民健康保険条例施行規則第６条第１項の規定により、この会議は成立いたしておりますことを、まずもって報告いたしておきます。
　議案の審議に先立ちまして、本日の議事録署名人の選出をいたします。はなはだ恐縮に存じますが、私の方から指名させていただきたいと思います。
　よろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
〇佐川議長　それでは、被保険者を代表して玉井光憲委員と、保険医又は保険薬剤師を代表して佐々木典彦委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
　これより議題に入ります。
　議案第１号「平成30年度伊予市国民健康保険税率について」を議題といたします。
　事務局から説明を求めます。
　渡辺課長。
〇渡辺市民課長　はい。

失礼いたします。市民課課長の渡辺です。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案の説明の前に、本市の国民健康保険の状況につきまして、御説明申し上げます。

本日お配りいたしました「平成30年度国民健康保険運営協議会参考資料」、これです、はい、とスライドで説明をいたします。

まず、参考資料の１ページをご覧ください。

「世帯数及び被保険者数の推移」でございます。年度平均値ですが、国保世帯及び被保険者数、共に減少傾向が続いております。これは、人口減少や景気回復に伴う社会保険への移行、また、高齢化により、後期高齢者医療保険制度へ移行する者などが多いなどによる影響で、加入者数が減少しております。

平成30年４月末の直近の数値で、被保険者総数9,055人、その内訳として、一般被保険者、０歳から74歳の方を言います、が9,005人、退職被保険者、これは厚生年金や共済などの加入期間が20年以上、または40歳以降の加入が10年以上ある方で、会社を退職して国保に加入している65歳までの方を言います。その方は50人です。平成27年３月31日で退職者医療制度は廃止となっていますので、現在加入していらっしゃいます63から64歳の方が、65歳到達になり一般被保険者に変更しますと、数年後には、退職被保険者の方はいなくなる見込みとなります。

また、40歳から64歳までの介護保険２号被保険者は、2,920人です。ここで注目していただきたいのは、65から74歳の前期高齢者4,357人で、被保険者数の過半数を占めるまで増加しております。

次、２ページをお開きください。国保被保険者の男女別年齢階層別人口ピラミッドをご覧いただいたらと思います。特に、65から70歳前後の年齢層が際立って多いことがわかります。

次、３ページです。

「医療給付費等の推移」では、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を含めた医療給付費総額及び一人当たり給付費の推移を載せております。

ここで注目していただきたいのは、左の欄の保険給付費で、これは、療養給付費・療養費・高額療養費の給付費の合計額です。平成26年度から平成28年度にかけ急激に伸び、ピーク時は35億円を超えております。また、中央の欄の医療給付費等の総額は、40億円前後で推移しております。ここ最近の伸びは収まっておりますが、依然として医療給付費は高いまま推移しております。これは、医療の高度化に伴う医療費や調剤費の伸び、また被保険者の高齢化に伴う一人当たり医療費の増加などが要因です。

平成30年度以降の医療給付費は、伊予市も含め県全体の傾向といたしまして、被保険者数は減少しているのに、ひとり当たり給付費は伸びていることから、医療費は、一定割合で上昇しながら推移するものと推測しております。

また、後期高齢者支援金及び介護納付金についても、それぞれの保険制度をささえるため、各保険者から拠出する負担でございますので、今後も増えると推測しております。

次、４ページ「地方税法改正」についてでございます。

地方税法の改正により、平成30年度から医療分の賦課限度額の上限が４万円上がり、国保税の最高額が現行の89万円から93万円になりました。

併せて、低所得者に対する国保税軽減の拡充も実施されております。保険税の平等割額及び均等割を軽減する所得判定基準を見直し、２割軽減及び５割軽減の軽減判定所得を引き上げることで、新たに30世帯が軽減の対象が増えることになりました。これにより、低所得者層への負担軽減が５年連続して拡充されることになります。

次、５ページです。「国保制度改正」についてでございます。

スライドの「国保財政の仕組み」をご覧いただきながら、説明いたします。

御承知のとおり、国保制度が抱える構造的な課題として、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い反面、被保険者の所得水準が低いため、保険税負担が重いなどにより、国保財政運営が不安定となり、赤字となると一般会計から繰入などを繰り返す自治体が増えております。

国は、将来にわたって国民健康保険制度を維持するため、平成30年４月から、国保制度改革を実施いたしました。都道府県が国保財政運営の責任主体となり、市町ごとの保健事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額市町に対して支払う仕組みとなります。

愛媛県は、「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を算定し、平成30年１月に公表いたしました。市町は、愛媛県が決定した国保事業費納付金を確保するために、標準保険料率を参考に、平成30年度の国保税率を決定し、賦課・徴収をいたします。

６ページをお開きいただきたいと思います。国保税の決定にあたりまして、伊予市として考慮する点でございますが、国保財政の安定化が図られたことで、急激な医療費の支払の対応ができるようになりましたが、今後、医療費の伸びに併せて、納付金の額も増えることが予想されます。そこで、国保税率の決定については、医療費の伸びを勘案して、計画的にまた段階的に進める必要があると考えております。今年度改正する国保税率は、概ね３年間の納付金が確保できるよう

に試算しております。
他にも、これまで伊予市が実施しております低所得者及び多人数世帯に配慮した税率としております。
次、８ページをお開きいただいたらと思います。医療費適正化の取組みでございます。
伊予市が国保事業の運営に当たり、医療費適正化を重点課題として、市民課・税務課・健康増進課が連携して取り組んでいる事業でございます。
読み上げさせていただきます。
(1)番、国保税の徴収の適正な実施ということで、収納対策の向上となっております。
口座振替の加入促進。適切な賦課による滞納解消。適切な滞納処分でございます。
(2)番、被保険者資格の適用の適正化といたしまして、資格適用の適正対策。退職被保険者にかかる適用。未申告者対策等でございます。
(3)番目、保険給付の適正な実施といたしまして、レセプト点検。療養費の支給の適正化。第三者行為求償や過誤調整等の取り組みの強化高額療養費の多数回該当の適正な取り扱いでございます。
(4)番目、保健事業といたしまして、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上。データヘルス計画の推進。がん検診の検診率の向上等でございます。
(5)番目、医療費の適正化といたしまして、ジェネリック医薬品使用促進の取り組みと医療費通知でございます。
そして、国民健康保険制度の周知をする啓発事業といたしまして、被保険者証と一緒にちらしを同封して送付、配布いたします。机の上に置いております小さなパンフレットが、この国保の手引なんですけれども、保険証と一緒に同封して皆様のほうにお配りする予定にしております。そして、広報いよしにおきまして、制度改正等がありましたら皆様に通知をしております。そして、ホームページのほうにも国保の制度について載せておりますので、またごらんいただいたらと思います。
次の資料の９ページ、10ページにつきましては、後ほど税務課が説明いたしますので、これで参考資料の説明は終わります。
それでは、議案のほうに移ります。
事前送付資料の１ページをご覧いただいたらと思います。
こちらになります。
資料の１ページをごらんください。

『議案第１号、平成30年度伊予市国民健康保険税率について』でございます。提案の趣旨は、国保特別会計の収支の均衡をはかるため、平成30年度国保税率を改定するものでございます。

まず、上段の医療給付費分、これは医療費等の給付に当てられる保険税でございます。

「所得割」については、7.70％、前年と比較して2.8％の減。

「均等割」については、一人当たり２万3,000円、6,000円の減です。

「平等割」については、一世帯あたり、２万5,500円、3,000円の減です。

次、中段の後期高齢者医療支援金分です。これは、75歳以上の高齢者の方の医療給付費のうち自己負担を除いた額の４割を被保険者数に応じて拠出するものでございます。

「所得割」については、2.70％、増減はございません。

「均等割」については、一人当たり8,300円、1,750円の増。

「平等割」については、一世帯あたり、9,200円、2,650円の増でございます。

最後に、下段の介護納付金分でございますが、こちらは、介護保険制度の費用の一部に充てるため、介護の２号被保険者数に応じて、国において納付額が定められております。

「所得割」については、2.30％、0.2％の増。

「均等割」については、一人当たり8,600円、1,860円の増。

「平等割」については、一世帯あたり、6,500円、940円の増です。

これから、保険税率算定に必要となる額の説明をさせていただきます。税率算定については、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

２ページをお開きください。

先ほど読み上げました議案の国保税率は、伊予市の事情を反映させたものであり、愛媛県から示された伊予市の平成30年度国民健康保険事業費納付金の総額から、伊予市に直接歳入される交付金等を差し引き、国保税として徴収する額を決定しています。下段の調定必要額の欄、９億1,838万4,000円、この必要額を確保するため、国保税率案を算定したものでございます。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの国保税率算定に必要な収支について説明いたします。

２ページでございます。

医療給付費分では、歳出の主なものは、上段の保険給付費33億9,287万円ですが、これは、全額県から普通交付金として歳入されます。また、下段の精算に伴う償還金についても、繰越金でまかないますので、実質は、納付金と他の費目の

歳出合計から、特別交付金等の歳入合計を差し引きました５億8,612万5,000円が、国民健康保険税の医療分としての必要額となります。滞納等の発生を見込み、６億2,353万7,000円が調定必要額イコール保険税賦課総額となります。

中段、後期高齢者支援金分の国保税必要額について説明いたします。

歳出は、後期高齢者支援金分の納付金で、２億3,496万1,000円です。納付金から一般会計繰入金と税滞納繰越、過年度の保険税のことでございますが、を差し引きました２億831万6,000円について、医療分と同様に徴収率を反映し、２億2,161万3,000円を保険税賦課総額といたしております。

最後に、介護納付金の国保税必要額について説明いたします。

歳出は、介護分の納付金7,842万4,000円です。

同様に、歳出総額から歳入総額を差し引いた、6,884万円に、徴収率を反映し、7,323万4,000円を保険税賦課総額といたしております。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの保険税賦課総額を、前年所得、被保険者数、世帯数に応じて、税率・税額を定め賦課してまいります。

これから課税内容について、税務課長から説明いたします。

○藤本税務課長　失礼します。税務課長の藤本です、着座にて説明させていただきます。

それでは私のほうから税率の説明をさせていただきます。その前に課税方法について簡単に御説明をさせていただきます。

事前送付資料、こちらになります。事前送付資料の６ページをお開きください。

平成30年度国民健康保険税算出式（案）をご覧ください。

これは国民健康保険税の算出方法を示したものです。国民健康保険税は、上から医療給付費分、中段、後期高齢者支援金分、下段、介護納付金分の３項目より構成されており、いずれの項目も、応能割と応益割の合算により算出されます。

応能割とは、担税力、つまり税を負担する能力に対応した課税部分であり、所得に応じた所得割となります。

一方、応益割とは受益に応じた課税部分であり、被保険者一人ごとに一律の負担を求める均等割と、加入世帯ごとに一律の負担を求める平等割との合算になります。

また、応能割額と応益割額との合計額には限度額が設けられており、医療給付費分では、点線より下に記載しておりますとおり、地方税法施行令の改正によりまして、今年度は昨年度より４万円上がって58万円、中段、後期高齢者支援金分

は、据置となり昨年度と同額の19万円、下段、介護納付金分も、据置となり昨年度と同額の16万円となり国保税総額は、昨年度から４万円上がって93万円となりました。

一方、一定の所得額を下回る世帯については、その世帯の平等割額と、世帯に属する被保険者の均等割額とを軽減する制度があります。

続きまして、このこちらの参考資料のほうをごらんください。

伊予市国民健康保険運営協議会参考資料の４ページ中段になります。先ほどの限度額の見直しと同様、今回、地方税法施行令の国保税軽減基準の見直しにより、２割軽減と５割軽減の対象者の拡大が図られることとなりました。試算しますと、２割軽減から５割軽減に移る世帯が12世帯、軽減のかからなかったもので、今回の改正により新たに２割軽減になる世帯が18世帯の増加となっております。

それでは、申し訳ありません、また事前送付資料のほうお戻りください。３ページをお開きください。

初めに医療給付費分について説明いたします。

表中、平成30年度賦課決定（案）の左側の下のほうにあります「４．必要額」をご覧ください。６億2,353万7,000円が医療給付費分として国保税で賄う金額になります。この金額を先ほど説明しました課税方式によって算出することとなります。参考として、右の列に平成29年度の税率を掲載しております。

改定案では、所得割額の税率を7.7％とし昨年度と比較して2.8ポイントマイナスとしております。

均等割額は年額２万3,000円とし一人当たり6,000円減額しております。

平等割額は年額２万5,500円とし一世帯当たり3,000円減額しております。

これにより左端の「３．賦課総額」は６億2,489万6,022円となりまして、「５．過不足」では135万9,022円の超過となっており、「４．必要額」に対応できております。

また、「一人当たり負担額」から下段の数値につきましては、昨年度との比較資料としてご覧ください。

続きまして４ページをお開きください。

後期高齢者支援金分につきましても、先ほどの医療給付費分と同様な方法で試算しております。

表中、平成30年度賦課決定（案）の「４．必要額」をご覧ください。２億2,161万3,000円が後期高齢者支援金分として国保税で賄う金額になります。

改定案では、所得割額の税率を2.7％とし昨年度と同率にしております。

均等割額は年額8,300円とし一人当たり1,750円増額しております。

平等割額は年額9,200円とし一世帯当たり2,650円増額しております。

これによる「３．賦課総額」は２億2,162万5,655円となりまして、「５．過不足」では１万2,655円の超過となっており、「４．必要額」に対応できております。

また、医療給付費分と同様「一人当たり負担額」から下段の数値につきましては、昨年度との比較資料としてご覧ください。

それでは、５ページをお開きください。

介護納付金分につきましても、先ほどの医療給付費分や後期高齢者支援金分と同様な方法で試算しております。

表中、平成30年度賦課決定（案）の「４．必要額」をご覧ください。7,323万4,000円が介護納付金分として国保税で賄う金額になります。

改定案では、所得割額の税率を2.3％とし0.2ポイント増加しております。

均等割額は年額8,600円とし一人当たり1,860円増額しております。

平等割額は年額6,500円とし一世帯当たり940円増額しております。

これによる「３．賦課総額」は7,333万4,595円となりまして、「５．過不足」では10万595円の超過となっており、「４．必要額」に対応できております。

また、医療給付費分や後期高齢者支援金分と同様「一人当たり負担額」から下段の数値につきましては、昨年度との比較資料としてご覧ください。

以上の説明につきましては、資料の１ページに一覧を掲載しております。

今回の改正では、平成29年度と比較して医療給付費分は減額となっておりますが、後期高齢者支援金分と介護納付金分は増額となっており、世帯単位での国民健康保険税の影響が分かりにくくなっております。

そこで、もう一つの資料のほうの参考資料の９ページ、10ページに１人世帯から４人世帯まで代表的な世帯構成で試算した結果を４パターン掲載しております。

いずれの世帯構成におきましても、平成29年度と比較しまして減額となっております。

以上で税務課からの説明を終わります。

○佐川議長　それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆様の御意見をいただきたいと思います。

何かございませんか。

○小野委員　じゃあ、よろしいですか。

○佐川議長　小野委員。
○小野委員　先ほどの報告から見てて、３月に私がプロジェクターを利用してくれないかと言ってしまったんで、ちょっと私も心配しよったんですが、今回こういうプロジェクターで明示していただいてありがたいなと。ただし、この映し出したときのポイントですね、ポイントを前でこうだというふうに説明してくれたらなおさらよかったなという形で、すいません、そうしていただけたら私も最高に今日のあれはよかったなというふうに思ったんですが、そこはちょっとあります。

それと、ちょっとこれは難しい話なんですけど、先ほども言ったように、人口のピラミッド、これ20年、30年先になってくるともうすごい、先日とかはＮＨＫのスペシャルのあれなんかもあれやったんですが、要員構成が棺おけ型というふうな形になってしまうと。このままこの状態の構造ということで、大変なことになってしまうということになります。だから、何かそこであああいう棺おけ型みたいな形、こうしてこうなったですね、ああいう形の要は要員構成になるわけです。そうした場合に、もう働く人がいなくなってしまうし、後期高齢者だけのこういう形になってしまうわけです。

そこで、何かやるべきことはないのかと。これは今から本当真剣に考えていなければ、大変なことになっちゃうんじゃないかなという私も非常に危機感を持ってます。なぜかというと、そういうことで何か手を打たないと、要は何をすべきかというような、健康づくりも非常に大事。病気にならないことが大事。まあ、高齢化するっちゅうて、やっぱり今医療機関だんだんだんだん増えていきますわね。そういう中で、何をすればいいのかっていうことが、私もこの前参考にするものがあったんで、ちょっと確認したんですが、高齢者でも働くその場所、働く場を見つけてあげる。今から準備していくというのが本来のあるべき姿じゃないかなというふうに私は思ってます。スーパーの裏方さんでもできることがたくさんあると。いろんなとこ行っても、ああ、こんなことを誰かにやらせたって、高齢者にやらせたらいいんじゃないかなという形でね。事実、今はもうシルバーに行ってる人のシルバーの仕事ってのはものすごいハードなんですね。こんなんで本当にかえって病気になってしまったら。やっぱり気軽にさって行ってできるような仕事を今から手を打ちながら。手を打っていただいて、こういうことを何か市が中心になって手を打っていただきたいなという、提案として非常に難しい話ですけど、そういうことです。
○佐川議長　ただいまの質問、本当、働き方改革からやらないかんといった感じなんだと思うんですけど、答弁できますか。武智部長。

○武智部長　大変貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。
　昨日ですか、県知事がここへ来られて、市民とのトークをされたんですけど、その中でもやはり少子・高齢化というようなことが県としても大変重要な問題だと捉えておるようでございます。先ほどのピラミッドの形じゃないですけれど、この低減を広げるために婚活事業をしたりとかというようなことも今やっておられるようです。
　また、御意見のありましたように、高齢者の方、いつまででも元気で働いていただきたいというように私どもも同様に思っておりまして、介護予防関係のほうにも力を注いでいきたいというように思っております。高齢者の方が生き生きと元気で暮らせるような伊予市を目指していきたいと思っております。どうも貴重な御意見ありがとうございました。
○佐川議長　小野委員、よろしいですか。
○小野委員　はい。
○佐川議長　ほかに。
　森本委員。
○森本委員　すいません。今の話にちょっと続くんですけど、私ももうすぐ高齢のほうに入るんですが、仕事をしたいんですけど、体がなかなか動きません。体を動かすことのほうが少し先決じゃないかと思うんですけど。私が行ってる職場も75歳、76歳の人もおいでるんですけど、けがのことが先立ちますので、なかなかそこが職場の場合うまくいかないんです。これは大変な問題なのですが、私たちももっと働きたいんで、そうしていただきたいと思います。
○佐川議長　ありがとうございます。
　御要望ということでよろしいですか。
○森本委員　はい。
○佐川議長　ほかに。
○合田委員　ちょっとすいません。
○佐川議長　合田委員。
○合田委員　では、すいません、伊予銀行健康保険組合の合田と申します。
　私、残念ながら伊予市民ではございませんので、なかなか意見を言うのもどうかというのはあるんですけど、健康保険組合の立場から一言だけ補足説明といいますか、今お二人がおっしゃったのでもうなかなか言うのもつらいんですけども、最近新聞で健康保険組合解散かという記事をたびたび載せておるのを見たもので。愛媛新聞の４月５日で生協健康組合解散検討、あるいはほかの新聞では人材派遣健保48万人解散かとか、いろいろ健康保険組合が解散するかもわからんっ

ていう記事が出ております。これどういうことかといいますと、私ども健康保険組合の保険料のその半分が我々のいわゆる保険給付とか保険医療なんですけど、保険料の半分は前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、いわゆる保険の半分が納付金額で、それが国保さんとか、いろいろなところに行くと。ほんで、だんだんこの保険料率が上がってる、納付金が増えてきよりますもんですから、だったらもうやめたほうがええがと、解散を検討するとなっております。

今回、国保運営を県が主体になってやるよと、国保の安定化のために国保の制度改定という動きなんですけども、今回、要は今日の新聞でも介護保険も市町村も上がっとると。広域でもコーポレーションも上がっております。

一方で、単純に医療給付費、さっき下がっとる。下がったのは下がったことで非常にいいことですし、国保財政非常に厳しい中でちょっとでも市のために抑えるとこ抑えたなというふうに、これは非常にいいことなんですけど、これ回り回ればいろんな我々健康保険組合の納付金、例えばオールジャパンでみんなで助け合おうやということで、何とか今年度から制度変わって国保もこうなるというような格好になっております。

先ほどの小野委員もおっしゃいましたけど、もう医療費はどうなるかわかりませんし、人口どうなるかわからないし、ますますその財政は厳しくなる一方で、国保も当然厳しいし、我々健保も厳しいしと。私ども愛媛県の中でも９つの組合がありまして、いろいろな予算とか国保協議会、いろいろ参加させていただいて、今まで発言する機会はほとんどなかったんですけど、こんな動きがあって、健保の実態をとにかく皆さんにも知ってもらおうと。健保というたらサラリーマンで保険納めてええわいというぐらいの御理解だと思うんで。実際のところは取れるとこから取ろうということで健保組合の納付金が毎年毎年流れて、それで保険料が増えていって、解散の動きも一部出てきたと。実態も一桁やと大変。ほな、どうするかという問題はあるんですけど、その辺はまた別にしまして、そのあたりも含めて、今後健康組合が何ぼでもお金出るいうんでなしに、こういう経緯もちょっとだけ興味持ってできるんだったらええのかなと。取りとめのない話ではございますけど、立場でございますんで、ちょっとだけお話しさせていただきましたが、よろしくお願いいたします。

○佐川議長　御意見ありがとうございます。

ほかに。

森本委員。

○森本委員　すいません。特定健診のことなんですけど、コミュニティーバスがとまる場所とか、例えば人のたくさん寄ってくる町家さんとか年金センターとか

に、こんなんしてるんですよという時間とか場所とか書いてある紙があるでしょう、市が配布してる。あれを配布してもらったらどうかなと思うんですけど。
○佐川議長　篠原課長補佐。
○篠原健康増進課長補佐　失礼します。
特定健診のほうの実施場所等の周知方法について今御意見いただきまして、以前町家さんのほうにも掲示させていただいたこともありますので、またウエルピアも確かに検診会場ともなっておりますので、是非ともまた今年度そういったところに、住民さんが多く寄る場所に、そういった検診の案内とか方法を探していくようにしたいと思います。御意見ありがとうございました。
○佐川議長　ほかに。
○玉井委員　玉井です。
○佐川議長　玉井委員。
○玉井委員　素人でわかりにくいんですけど、滞納額が増えておるみたいなんですけど、その世帯の資格証明書の発行はどれぐらいされておるのか。また、そういった方についての指導といいますか、病院にかかっても全額負担となりますと、なかなか病院もかからなくなってくる、病院にかかることができないという状態で、健康長寿のためにどのような策をされておるのか。
○佐川議長　渡辺課長。
○渡部市民課長　はい。
保険料の滞納世帯につきまして、直近なんですけれども、世帯数、全世帯が5,542世帯あるんですけれども、滞納世帯がそのうち807世帯、そして５期以上の滞納世帯がその半分の480世帯となっております。５期以上の滞納でありますと、保険証を短期証と言いまして、普通は保険証は１年更新で、１年間の有効期限を設けさせていただいていますが、１カ月、２カ月というふうに保険証を有効期限を切ってお渡ししております。そして、どうしてもそれでも納付相談、納付がなされない方につきましては、資格者証の交付という形でお出ししとる世帯もございます。
やはり医療にかかる保険は皆さんの税金という公費で賄われておりますので、収納相談等もしながら、保険税の収納をやっております。今後とも滞納の方が少なくなるように28、29年度につきましては保険税が税率が高かったこともございますが、今回30年度、保険税が大体一人頭１万円弱減額になっておりますので、その中で滞納者の方が、滞納世帯がなくなるように、周知してまいりたいと考えております。
○佐川議長　玉井委員、よろしいですか。

○玉井委員　はい。
○佐川議長　渡辺課長。
○渡辺市民課長　はい。先ほどの件で、資格者証につきましては、今現在伊予市のほうで出しているのが42件でございます。そして、短期証につきましては296件ございます。
○佐川議長　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐川議長　その他、御意見がないようですので、以上で審議を打ち切りたい。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐川議長　それでは、そのほか御意見がないようですので、以上で審議を打ち切りたいと思います。

以上で、本日、市長から諮問のありました議案についての審議は終了いたします。

ただ今審議されました、議案第１号「平成30年度伊予市国民健康保険税率について」を諮問どおり、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐川議長　異議なしと認めます。

諮問どおり答申することに決定いたしました。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたしました。委員の皆様におかれましては、慎重なる御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

それでは、私のほうは失礼させていただきたいと思います。
○事務局　佐川会長におかれましては、適切なる議事進行をまことにありがとうございました。

本日、税率等についての決定事項は、本協議会としての意見を取りまとめ、24日、会長から市長へ答申させていただきますことで御了解をいただきたいと思います。

今後の予定としましては、６月議会に上程、条例改正の後、７月広報紙及びホームページで国保税率改正の周知を行います。

なお、納税通知書の送付の際に、税率改正のお知らせの文書を同封します。

また、被保険者証の更新の送付の際に、本日お配りしております国保の手引を同封いたします。

続きまして、その他としまして、健康増進課から報告をいたします。

○篠原健康増進課長補佐　特定健診・保健指導について説明させていただいたらと思います。健康増進課の篠原です。座って失礼いたします。

皆さんのお手元のほうに、追加資料としてこちらの特定健診・保健指導のほうの一覧表を配付させていただいております。それをごらんください。

生活習慣病を予防し、医療費の適正化を図るために、平成20年度より特定健診と特定保健指導を実施しております。第三期特定健診等実施計画では、平成35年度の達成目標を特定健診60％、保健指導を65％としております。

まず、特定健診の受診率についてなんですけれども、平成28年度の受診率をごらんください。25.8％で前年度より減少しております。愛媛県の受診率の平均は30.3％であり、また20市町のなかでも当市は３番目に低い状況です。平成29年度の受診率については、現時点での見込み数値ではありますが、27.8％と昨年度より２％ほど増加する見込みであります。しかしながら、目標としている受診率60％にはほど遠い状況です。

未受診者対策として、保健師の電話や訪問での受診勧奨、また、平成27年度からは国民健康保険調整交付金を活用した未受診者受診勧奨事業など、様々な手法を取り入れて実施しておりますが、なかなか大きな受診率の向上にはつながっていない状況です。

受診勧奨事業は、前年度までは入札により業者を決定しておりましたが、今年度は、公募型プロポーザル方式により業者を公募、決定し、未受診者の特性に応じた個別具体的な受診勧奨を効率的・効果的に実施し、受診率の向上を図る計画にしております。また、業者任せではなく、当課といたしましても、決定業者の指導や相談により、モデル地区を選定し、保健師等による未受診者に対しての受診勧奨を勧めて参りたいと考えております。

次に特定保健指導の実施率についてですが、平成28年度は目標の60％を達成しておりましたが、平成29年度、これも見込みではありますが、動機付け支援については55.7％、積極的支援については目標の40.0％となり、両方とも減少しております。保健指導の対象になった方が、設定した指導日に来所できないときには、対象者の御都合をお聞きし、可能な範囲で日程調整を行い、一人でも多くの方が指導を受けていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、当市としましては、より多くの保健指導の対象者の方を見つけ出し、保健指導につなげ、生活改善を図ることで、重症化を防ぎ、医療費の適正化が図られるよう、何よりも健診の受診率を上げることが、最重要課題であると認識しております。

また、第２期保険事業実施計画（データヘルス計画）・第三期特定健診等実施

計画についてですが、平成30年３月の本協議会で御確認いただき、３月末に作成いたしました。本日、皆様にお配りしておりますこのオレンジ色のものが計画書でございます。こちらについては、市のホームページにも公表しております。また、対象となる保険者の皆様には、特定健診受診券郵送時にデータヘルス計画の概要版、手元にＡ４サイズの表裏の分があるかと思いますが、こちらのほうを封入いたしまして、計画の周知をしております。

続きまして、平成30年度の健康診査の御案内、こちらのＡ３判の少し厚紙のほうをごらんください。

こちらは４月の広報とあわせ全戸配布をさせていただいております。

今年度も本庁地域25回、中山地域６回、双海地域６回の計37回の健診を予定しており、回数は昨年と同じでございます。

開いていただいて、お知らせのところを見ていただいたらと思うのですが、こちらのほうにも伊予市の特定健診の受診率が県下でもちょっと低いっていうところを載せております。また、隣に特定健診未受診者と受診者の年間医療費の比較ということで、受診しているほうが医療費がかかっていないという表も載せまして、健診のほうを是非受けてくださいということで周知を図っている状況です。また、今年度より、ＮＥＷと書いてるんですけれども、レディース健診時に無料の託児ルームを設けるようにいたしまして、受診者が受けやすい環境づくり、体制づくりについて考えておりますので、今後もそういった配慮をして、少しでも受診者の方が受けやすい体制づくりを考えていきたいと考えております。

健康増進課からの報告は以上でございます。失礼します。

○事務局　御質問、御意見はございませんか。

○宮本委員　すいません。

この受診率30％を割っとるということは特に私も信じられん数字なんですけど、私も職場のほうで前、実施しとったんで、がんの早期発見したということで大変助かっとるわけなんです。それで、仕事やめてから特定健診を受けよったんですけど、保健指導も受けております。ついついサボる癖がつくんですけど、電話があったり３カ月ごとのはがき、今日も１年たちました、半年たちましたということでアンケートを書いてくれいうことなんですけど、大変ためになっております。それで、防災無線等で月に１回ぐらい、こういうことありますということを放送しとけば、ついつい忘れがちになって、私、下灘なんですけど、僻地ですので、下灘から伊予市まで出てくるってなると、なかなか病人の方が来にくいんです。ですんで、なるべく地元でするときは地元で受けたりとかそのくらいはするので、事あるごとに宣伝というか、してもらったらと思います。よろしくお願

いします。
○大西健康増進課長　貴重な御意見をありがとうございました。
　防災無線の使用について担当課と協議をしまして、できる限り前向きに考えたいと考えております。どうもありがとうございました。
○小野委員　ちょっとお話ししますと、実はこの特定健診の受診率を上げるためにはどうしたらいいかと。私もこのこれらの機会受けて今年からちょっと受けようかなというふうにしとるんですが、もう少しＰＲが足らないんじゃないかなと思って。というのが、私は今米湊のＡ１区長をやってますけど、そういう中においてＰＲが、会議とか役員会やとか全体会議やるとか、そういうときに来ていただいて、その席上で10分でもいいからＰＲをしていただきたい。そういうのが一番いいんかなと。組長さんもみんな集まってくるんで、そういうときに話せば、みんな来られてる。すぐ広がっていくわけやな。そういう形にしないと、係員が動き回っても、それは大変だなという感じで、そういう場でちょっと来ていただけるんだったらその場を設けますので、是非そうして地区のみんなが元気で生き生きとそういう形のね。だから、やっぱり地域をつくらないかんっていうところなんで、是非そういうことで、何かあればこちらのほうも案内しますので、こういう会がありますのでってことで言いますので、健康増進課のほうに連絡しますので、誰か来ていただいて、ＰＲしていただくと、そういう形がいいんかなというふうに私も思ってますので、是非やりましょう。はい。ということです。
○大西健康増進課長　ありがとうございます。私も自治会のほうに以前入っておりまして、自治会の御協力を得たらいいと課内で話しております。具体的にどうしていったらいいのかっていうところで今足踏みをしとる状況ですので、また担当課が総務課になろうかと思うんですが、総務課のほうと相談をさせていただいて、また米湊Ａ１の広報区長さん、広報区からまたそういう御要望とかありましたら、こちらも出向いてまいりたいと考えております。おっしゃるとおり、いかにＰＲして皆さんに関心を持っていただくかっていうところで受診率、健診率のほうが上がっていくかということだと思いますので、そういう機会をより多くしていくことが向上につながっていくっていうことは十分承知しておりますので、また御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。
○小野委員　いやいや、本当これ１枚でいいんですよ、これ１枚で。今の受診率ここですよと。だから、こういう形でこれを見せて、これ是非皆さんどうですかという形でね。余りかしこまることは何もないと思うんですけど、今回、僕もしゃべったら準備いけるかなと思いますので。
　以上です。

○事務局　ほかに御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局　ほかに御意見がございませんでしたら、以上で本日の日程は全て終了いたします。

委員の皆様方には、大変お世話になり、ありがとうございました。

午後３時２０分　閉会